

東京都廃棄物審議会
プラスチック部会（第6回）
速 記 録

日 時：令和元年8月6日（火）10:00～11:52

場 所：東京都庁第二本庁舎 10階 207・208会議室

○杉山部会長 皆様、おはようございます。

定刻となりましたので、「東京都廃棄物審議会第6回プラスチック部会」を開催いたします。

朝から大変暑くて、このようなお暑い中、また、お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

審議に先立ちまして、事務局から出欠状況の確認をお願いいたします。

○中島計画課長 本日は、お忙しいところを御出席賜りまして、まことにありがとうございます。

本日の出欠状況につきましてお知らせいたします。

岡山委員につきましては、本日、御都合により欠席と承っております。なお、細田先生なのですが、少しおくれて到着されるという御報告をいただいております。

ただいまの御出席の委員数は7名でございますので、部会委員総数9名の過半数に達しており、定足数を満たしていることを御報告いたします。

続きまして、お手元の資料を確認させていただきます。

本日はペーパーレスということで、タブレットを活用しました会議ということですので、基本的に資料はタブレットの中に格納されてございます。基本的には、こちらのほうで進行に合わせてページをめくらせていただこうと思っているのですが、先生御自身のところで見たいページがある場合は、右下の矢印のボタンがございますので、そちらで御操作していただくことも可能となっております。なお、4月にいただきました中間答申のペーパーにつきましては、御議論のときに随時めくっていただければという観点から、席上に別途配付をさせていただいております。

事務局からは以上でございます。今後の議事の進行につきましては、杉山部会長にお願いしたいと存じます。杉山部会長、よろしくお願いいたします。

○杉山部会長 承知しました。ありがとうございます。

議題に入る前に一点御案内いたします。本部会においては、プラスチックに係る関係者より意見聴取を行うこととしており、前回に引き続いて、日本プラスチック工業連盟の専務理事の岸村様を参考人として呼びしております。

岸村様、本日もどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。

前回の廃棄物審議会総会では、中間まとめの内容に対して御議論いただいた上で、安井会長より中間答申をいたしました。本日は、中間答申以降の都の状況や国の検討状況について資料を御用意いただいておりますので、まずは事務局より資料の説明をお願いいたします。

○古澤資源循環推進専門課長 資源循環推進専門課長の古澤でございます。

私のほうからお手元の資料に沿いまして、御説明をさせていただきます。

まず、資料1が委員名簿となっております。

資料2「最終答申に向けた検討事項（案）」としてございますが、こちらは、中間答申のときに最終答申へ向けてさらに議論していこうという整理になっておったものを抽出してございます。

まず、1点目がレジ袋の有料化の関係でございます。中間答申の9ページで「レジ袋有

料化が実効性ある仕組みとなるよう、次のような事項について、引き続き国に働きかけていくべきである」となっておりまして、「今後、国に提案すべき内容についても当審議会で議論していく」と記載をされてございます。したがって、事項としては、中間答申のときも「対象とする包装の範囲」。例えば「商品の販売時に提供される持ち運び用のワンウェイプラスチック袋」という整理の仕方等、どういう包装の範囲にするのかということが1つはございます。

2つ目が「対象事業者の範囲」というところで、一定規模以上とするのか、業態は広く捉えるという、さまざまな可能性があり得るということでございます。

「価格設定等のあり方」ということもございます。広く消費者に取組が広がって、一定の削減目標の達成が見込まれる価格ということが考えられるのかなと思いますが、これ以外の項目も含めまして、引き続き議論をしていくという整理になってございます。

資料2の2点目が「具体的な施策の構築について」というところでございます。これにつきましては、中間答申の最後のところで「今後、国際的な動向や国のプラスチック資源循環戦略等も踏まえつつ、具体的な施策の構築に向けてさらに議論を深めていく必要がある」という記述になってございます。また、中間答申の9ページのところでは「必要な場合には、関係者の合意を得ながら、都独自の制度や仕組みの構築を検討」と整理をされてございます。

引き続き、中間答申へつけ加えるべき具体的な施策の事項について御議論いただければと思うのですが、具体的な事項につきましては、中間答申のときの整理でいきますと、1つ目が「ワンウェイのプラスチックの削減」、2つ目が「再生プラスチック及びバイオマスの利用促進」、3つ目が「循環的利用の推進及び高度化」、4つ目を資料2では「その他」としてございますけれども、中間答申のときには「散乱防止・清掃活動を通じた海ごみ発生抑制」ですとか「国際的な連携」、さらには「東京2020大会を機とした取組」という形で項目立てがされております。

以上が「最終答申に向けた検討事項（案）」ということで、中間答申のときに掲げられている事項からピックアップをしたものでございます。中間答申のときに、国際的な動向や国のプラスチック資源循環戦略等を踏まえて検討となつてございますので、以下の参考資料のほうで、中間答申以降の都の施策の状況でございすとか、あるいは国際的な動向、国の施策について参考資料を用意させていただいております。

参考資料1「中間答申以降の都の施策」といたしましては、今年の5月になりますが、2030年度のプラスチック削減目標の設定ということを整理してございます。国のプラスチック資源循環戦略を後ほど御紹介しますが、こちらで掲げられておりますマイルストーンとあわせて、都としても目標値を示して、区市町村や排出事業者等の取組を促していこうという趣旨で設定をした目標でございます。

2030年までに、家庭と大規模オフィスビルから排出される廃プラスチックの総量を15%程度削減した上で、廃プラスチックの焼却量を4割削減という形で目標を掲げたところでございます。

また、こちらのページでは「都庁プラスチック削減方針」ということで、今年の6月に東京都自身もグリーン購入等を通じてしっかり取り組んでいこうということにしてございまして、東京都の物品調達等における取組ということで、グリーン購入ガイド等によるプ

プラスチック削減の強化ということで、6月から取り組んできておるところでございます。特に赤字で書いてあるところ、都庁舎に所在をしております本庁組織におきましては、イベント運営でございますとか、ノベルティグッズの作製ということが都庁の各局において多々ございますけれども、ワンウェイプラスチックの削減、容器包装の使用削減、使う場合には再生プラスチックやバイオマスプラスチックの使用、あるいはリユース食器、カップの使用ということに取り組んでおるところでございます。また、文具類の購入に当たりましては、再生プラスチック70%以上という基準に引き上げてございます。さらに会議運営におきましても、ペットボトル、ストロー、カップ等のワンウェイプラスチック製品・容器包装を使用しないという形で整理をしております。

その下のところでございます「職員による率先行動」ということで、職員自身もレジ袋、ストロー等の受け入れをみずから辞退でございますとか、あるいは分別の徹底等ということを掲げてございます。

3点目が「大学やオフィスビルと連携した普及啓発」というところで、こちらも今年の5月に都内の26大学の皆様に知事からお願いをしたところでございます。ワンウェイプラスチック削減キャンペーンということで、今年は都内の大学の皆さんと連携をしてキャンペーンの実施をしていこうというところで、学生の皆さんの環境意識向上だけではなくて、大学から排出される廃棄物の減量とか、大学の環境保全活動全般への貢献というところで、今年の秋に計画をしております。現在、幾つかの大学といろいろな調整を進めさせていただいているところでございます。

その下でございます。これも今年の5月から6月にかけて、ワンウェイプラスチックの削減やリユース・リサイクルなどの先駆的な取組を行う事業者を公募するというところで、新たなビジネスモデルの構築支援ということで、現在事業の選定などを進めているところでございます。

以上が、中間答申以降に都として進めてまいりました施策の重立ったところでございます。

次の資料が、プラスチック製容器包装の分別収集に関する自治体へのヒアリングについてです。こちらも都として、中間答申以降に進めてきておる内容でございます。容器包装リサイクル法に基づくプラスチック製容器包装の分別収集につきまして、都内の自治体間で取組状況にかなり差があるというところがございますので、都のほうでもこういった形で、各区市町村から状況のヒアリングをしてきているところでございます。

左下の表を見ていただきますと、収集実績が多いところから非常に少ないところまでそれぞればらばらだというところでございます。量が少ないところは、回収対象を食品トレイ等に限定している。あるいは、拠点回収のみでやっているという自治体もございます。

右のほうのいろいろヒアリングをする中での課題というところでは、「予算の確保」あるいは「中間処理施設の確保」、住民の皆さんへの説明、「その他」といった事項がヒアリングの中で出てきているところでございます。引き続き、プラスチック製容器包装の分別収集について、都内の区市町村の皆さんに働きかけをしてまいりたいというところでございます。

次のページが「国の検討状況」ということで、改めて整理をさせていただいたものでございます。

まず、後ろにつけてございますけれども、先ほども少し御紹介いたしました、5月31日付で6つのマイルストーンを示した「プラスチック資源循環戦略」という形で策定をされてございます。また、同じ日付で海洋プラスチックごみ対策アクションプランということで、新たな汚染を生み出さないということで、国としての取組をこのアクションプランで整理をされているということでございます。

さらに、政府のほうでは、プラスチック資源循環戦略にございましたレジ袋有料化の義務化ということで議論が進められているところでございます。環境大臣の6月3日の記者会見、あるいは6月15日に行われましたG20エネルギー環境関係閣僚会合での経済産業大臣の御発言ということで、こちらに御紹介をしてございます。また、環境省からは5月20日付で都道府県、政令市のほうに通知が出てございます。国内に廃プラスチック類が滞留する状況を踏まえた対応ということで、自治体への要請が出ているところでございます。

順次御紹介をしてみますと、まずプラスチック資源循環戦略につきましては、基本原則として「3R+Renewable」という形で掲げられて、右側にございますような6つのマイルストーンが示されているところでございます。

海洋プラスチックごみ対策アクションプランの概要につきましては、こちらのとおりでございます。我が国は新たな汚染を生み出さない世界の実現を目指し、率先して取り組むということで、具体的な取組がこちらのように8項目にわたって整理をされているところでございます。

先ほど御紹介をしたレジ袋有料化の関連で、経済産業大臣の御発言の中で、省令改正によるレジ袋有料化というお話が議論に上がっております。これにつきまして少し御紹介をさせていただきますと、現行の容器包装リサイクル法第7条の4では、小売業の皆さんが取り組むべき措置ということで、判断の基準というものが主務省令で定められております。

その主務省令の中で「商品の販売に際しては、消費者にその用いる容器包装を有償で提供すること、消費者が商品を購入する際にその用いる容器包装を使用しないように誘引するための手段として景品等を提供すること、自ら買物袋等を持参しない消費者に対し繰り返し使用が可能な買物袋等を提供すること、その用いる容器包装の使用について消費者の意思を確認することその他の措置を講ずることにより、消費者による容器包装廃棄物の排出の抑制を促進すること」という判断の基準が示されております。これに関しまして、主務大臣が必要と認めるときには、指導・助言ができるという形の整理になってございます。

また、法の7条の6では、容器包装の利用量が年間50トン以上の多量利用事業者の皆さんについては報告が義務づけられているのですが、その際に、取組が著しく不十分という場合には、主務大臣による勧告あるいは公表、さらに審議会の意見を聞いた上での命令、命令に従わない場合には罰金という現行制度がございます。省令改正ということになりますと、この判断の基準を改正することでレジ袋の有料化ができるのではないかと御議論が政府では出ているということだと、我々のほうでは受けとめております。

ただし、一番下にございますけれども、勧告でございますとか命令、罰則の対象という可能性が出てまいりますのは、この制度上では、容器包装多量利用事業者かつ小売業の皆さんになるということでございます。

参考資料6でございます。「環境省から都道府県、政令市への要請内容」というところで、こういった通知を5月20日付に東京都のほうにもいただいております。「国

内で廃プラスチック類が滞留している状況を踏まえ」ということで、9項目の事項が出ております。

1つ目は「広域的な処理の円滑化のための手続等の合理化」ということで、域外からの搬入規制等の廃止や緩和ということが指摘をされてございます。

2つ目が「排出事業者責任の徹底」ということで、排出企業に対して、廃プラスチック類の処理が逼迫していることを周知して、分別の徹底あるいは適正な対価の支払いを含めた指導をしていくことが必要だという御指摘でございます。

3点目が不法投棄の監視ということで、一部で保管基準違反あるいは受け入れ制限ということがあって、不適正処理が懸念をされるという中で、不法投棄等の監視を一層強化されたいという趣旨でございます。

4点目が輸出の関連になりますが、産業廃棄物に該当する使用済プラスチックの輸出に関しては、環境大臣の確認が必要だということを周知されたいというところでございます。

5点目が「使用済電気電子機器関係」でございます。使用済電気電子機器に関しましては、金属もそうなのですが、当然廃プラスチック類も多く含まれているというところがございます。こちらにも輸入規制の影響が出ております。リチウムイオン電池などによる発火のおそれのある有害使用済機器等について、しっかりした指導をという依頼でございます。

右側の6点目が「使用済プラスチックの廃棄物該当性」で、使用済プラスチックを有価物と称して、プラスチック原料等を製造するという場合に野積み等の状況も見受けられるということで、廃棄物該当性を適切に判断されたいという趣旨でございます。

7点目が「補助事業の周知」でございます。国内リサイクル体制の速やかな確保のために、政府のほうでは、プラスチックの高度なリサイクルに資する設備への補助事業について拡大をされていますので、それについて事業者にも周知をされたいという内容でございます。

8点目の「産業廃棄物に該当する廃プラスチック類の一般廃棄物処理施設における処理」につきましては、都道府県の管内の市町村や一部事務組合に要請をされたいと周知を依頼ということでございます。ごみ焼却施設あるいは廃プラの再生施設に関して、緊急避難措置として産業廃棄物に該当する廃プラスチック類の受け入れ処理を積極的に検討するということの環境省の要請を周知されたいという内容でございます。

9点目が「火災防止対策」ということで、廃プラスチック類の処理施設での火災が最近幾つか発生をしております。消防の規制対象ということにもなりますので、そういったものにつきましては、火災防止に努めるよう処理業者に指導をされたいという趣旨の項目でございます。

以上、9項目につきまして、5月20日付で環境省から通知をいただいているところでございます。

参考資料7「国際的な動向」につきましては、3月のUNEAの総会は中間答申の前でございましたけれども、あわせて御紹介をさせていただきます。3月にナイロビで開催されました国連環境総会、UNEA4では、閣僚宣言ということで持続可能な消費と生産ということがテーマで取り上げられております。その中で、2030年までに使い捨てプラスチック製品を大幅に削減することを含む、プラスチック製品の持続不可能な使用と処分によって引き起こされる生態系への被害に取り組むとともに、適正な価格で環境に優しい代替品を見つけるために、民間部門と

協働していくという内容の閣僚宣言が入っております。少し直訳の文章で申しわけございません。

さらに、いろいろな決議が採択をされているのですけれども、23本の決議の中にはプラスチック関連が2つということで、「海洋プラスチックごみ及びマイクロプラスチックに関する決議」「使い捨てプラスチック汚染対策に関する決議」ということでされてございます。

これは、中間答申をいただいた直後でございましたが、バーゼル条約のCOP14が開催をされてございます。これは日本国内でも大きく報道されておりましたけれども、リサイクルに適さない汚れたプラスチックごみというものについて、条約の規制対象として明記をするという附属書の改正が行われたということで、プラスチックの扱いが明確になったことで、この条約の発効以降は相手国の同意というものが原則として必要になるところでございます。さらに「プラスチックごみに関するパートナーシップの設立を決定」ということで、これについては2020年度以降の活動ということで予定をされてございます。

先ほどのバーゼル条約の規制対象としての明記をするという附属書の改正は、2021年1月1日発効予定ということになってございます。

さらに、その下でございますが、6月にG20サミットが大阪で開催をされて、29日には首脳宣言が出されております。その中で「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」ということで、2050年までに海洋プラスチックによる新たな汚染をゼロにするという内容が盛り込まれてございます。また、G20海洋プラスチックごみ対策実施枠組みということで、各国のさらなる行動を促進するためのUNEPの作業を補完していくということでございますとか、各国の政策等についての相互の情報共有、あるいは継続的な更新ということが枠組みとして定められたことがございました。

「国際的な動向」をここで簡単な表にしてございます。目標設定については、UNEA4の時に2030年までの大幅な削減というものを掲げてございますし、G20では「2050年までに海洋プラスチックごみによる新たな汚染ゼロに」ということで掲げてございます。

そのすぐ上にありますU20といたしますのは、Urban20の略でございます。東京がホストとなりまして、G20の前に世界の主要20都市が東京で会合を持ちまして、その中でもプラスチックを含め、さまざまな持続可能性について幅広い議論をいたしました。そのコミュニティーの中でも、特定の使い捨てあるいはリサイクルしにくいプラスチックの段階的な廃止という内容が盛り込まれて、新しい国際合意についてG20に提言ということでまとめられたところでございます。

以上が、中間答申以降の東京都の施策の状況、国の施策の状況、国際的な動向でございます。

参考資料8のほうは、委員の皆様のお手元にはペーパーでも机上配付させていただいておりますが、4月17日にまとめていただいた中間答申をつけてございます。

私からの説明は以上になります。

○杉山部会長　ありがとうございます。

それでは「最終答申に向けた検討事項（案）」について、御議論いただきたいと思います。

まず、中間答申のときに積み残しになっておりました、レジ袋有料化等について都から国に働きかけるべき内容について御議論いただき、その後でそれ以外の具体的な施策について御議論いただければと思います。

御意見、御質問があります場合は、名札を立てていただければと思います。

最初に、レジ袋有料化の関連について、御意見をいただきたいと思います。どうぞよろしく
お願いいたします。

大石委員、お願いいたします。

○大石委員 ありがとうございます。

今までの会議の中でも何度か発言してきましたけれども、価格設定が国のほうでも検討は
されていると思うのですが、例えば今までのような2円とか5円という値段であると、あまり効
果はないのではないかなというのを感じております。高ければいいというものではありません
けれども、逆にきちんと価格設定をすることによって、また、高いならば高いなりにとった値
段のうち環境配慮のために使うものに回すなどして、有料にする場合には、私から見ると20～
50円かなという気もするのですが、設定をしていかないとなかなか削減にはつながらないの
ではないかなと思います。

以上です。

○杉山部会長 ありがとうございます。

価格設定について、今御意見をいただきましたけれども、それに関連して、あるいはそれ以
外のことで結構ですので、レジ袋についていかがでしょうか。委員の皆様、どのようにお考
えでしょうか。

佐藤委員、お願いいたします。

○佐藤委員 容器包装リサイクル法の判断基準省令の改正を考えているというお話がありま
した。この判断基準省令を見ると、商品の販売に際して、容器包装を有償で提供することと書
いてあるので、これはレジ袋だけではなくて、例えばコロッケを買うときにコロッケをプラス
チックの容器に入れて渡すなど、レジ袋より広い印象を受けます。それはそれで一つの考え方
だと思います。

一方、レジ袋のほうは、買い物袋を持参しない場合には、繰り返し使用が可能な買い物袋等
を提供すると書いてあって、この意味はレジ袋を有償とすることかよく分かりません。買い物
袋を持参しない場合には厚いビニール袋を有償で販売して売るといったことなのではないか。国
の方向性がよく分かりません。

私は、レジ袋を無償で配布するのを禁止するというイメージでした。これは禁止ではなくて
判断基準省令ですので、情報があればどういう内容なのかを教えてくださいたいのです。

○杉山部会長 判断基準の内容について、少し補足していただけますでしょうか。

○古澤資源循環推進専門課長 私の説明が不十分でございまして、大変失礼いたしました。

こちらの資料のほうに記載をしてございますのは、現行の容器包装リサイクル法に基づきま
す判断基準省令でございまして、この省令では今のところ、まだ有料化の義務付けになってい
ないという段階のものでございます。いろいろな小売業の皆さんが取り組むべき事項について、
いわば例示をされていると受けとめておりまして、判断基準省令の第2条の第1号にこういう
内容がございます。

また、同じ省令の第2号のほうでは、容器包装の軽量化とか薄肉化でございまして、はかり
売りでございまして、簡易包装の推進という項目が並んでいるところでございまして、小
売業の皆さんはこういうことに努力してくださいという趣旨の現行法上の省令でございまして、

ですので、今後これが改正という形の話が経済産業大臣の御発言の中にあつたというところ
ですので、どういう方法になるかはわからないのですけれども、一つの案として出されている

ものかなと理解をしています。

一方で、参考資料2でお示ししましたページのほうでは、環境大臣の御発言もいろいろ出ておまして、その中には、法令を新たに作らなければいけないという御発言もありますので、これらの6月の段階では、政府部内でもまだまだこれからの議論なのかなと。どういう基本的な仕組みにしていけるのか、まだ詳細はこれからなのかなという理解をしています。

今日は、具体的な省令改正という文言が関係閣僚会合の中でありましたので、その省令の内容もあわせて御紹介をしたという程度でございます。

○杉山部会長　ありがとうございました。

レジ袋そのものの定義というのは、現行では特にはないわけですね。その辺の定義につきましても、もし委員の皆様から御意見がありましたら伺いたいと思います。いかがでしょうか。

お先に田崎委員、その後、福留委員にお願いいたします。

○田崎委員　中間答申の参考資料8の9ページにこれまでの議論が書いてありますので、これをベースにまず議論するのがよろしいかと考えています。

対象とする包装の範囲ですけれども、レジ袋だけではないという議論を我々はしてきたと思います。商品の販売時に提供される持ち運び用のワンウェイプラスチック袋ということで、書店ないしは衣服店で提供される厚めのアームバッグなども含めて議論すべきだということで、レジ袋という言葉は少し範囲が狭いのではないかと議論をしたと思います。ですので、基本的にはこの方向で進めていくのがよいかと思っています。

海外でのレジ袋ないしはそういった袋を提供するときには、「リユーズブル」という書き方がされているものがありますよね。そうすると、日本でもそういったものが出てくるときに、それを有償にしていけるのかどうかという議論もあるので、「ワンウェイ」と規定してしまうということは少しネックになりそうな気がします。リユースできるにしても、私自身としては有料化の対象にしてよいのではないかと考えています。

対象事業者の範囲については、そちらに書いてあるとおりの一定規模以上なのですが、都内での事業者の分布とかの情報を私は全く持ち合わせていないので、この点については判断ができない状況です。

価格設定のあり方につきましては、まさしく10円以上にしないとだめだろうという議論はしてきましたので、数円ではないだろうなというのは今のところ私どもが持っている考えですけれども、まさしく一定の削減目標の達成が見込まれる価格かどうか。それから、実際に今、有料化している事業者さんがいるのであれば、それが下がるようなことがあってはよくないというのは、もう一つ懸念すべき点かなと考えます。

以上です。

○杉山部会長　ありがとうございます。

では、福留委員、お願いいたします。

○福留委員　まず、これは国に対しての提案ということですので、都が率先してやるということと、国に対して何を提案していくかということとをきちんと分けるということと変ですけれども、その目的をちゃんとはっきりさせながら議論しなければいけないのではないかなというのが一つあります。国に対して言うときも、都がやるときもそうなのですが、最終的にレジ袋の有料化の目的は削減に効果があるということになりますので、範囲を提案するにしても、価格の設定のあり方を提案するにしても、ある程度論拠とか効果に対しての裏づけがないと、提案で

あっても具体的な数字を出すのであれば、なかなか言うことが難しいのではないかなと思っています。

既に取り組んでいる方との整合という話も出ましたが、私どもでもヒアリングベースでいろいろな地方の状況とか都内の状況というのを聞いているのですけれども、レジ袋の有料化の導入が先行している地域では、既存のルールとの整合性というものを皆さんは非常に懸念されています。今まで設定していた価格や範囲が変わってしまう。それをいかにユーザーに伝えていくかという懸念があります。

あと、レジ袋の有料化の導入がおくれて、つまり、今やっていないところは義務化によってどういう制度設計になるかというのは、当然皆さん懸念を持っている。有料化のルール、価格範囲、有料化に対する消費者からのクレーム対応といったものに対しての懸念を持っていられるという状況にあります。

ですので、もし我々のほうから国に提案するとしても、そこら辺のちゃんとした論拠や効果の裏づけというものを示していったらあげないと、かえって懸念をあおるような形になってしまうので、その点も気をつけなければいけないなと思っています。大変申しわけないのですが、商工会議所では、残念ながら具体的な数字の効果といったものは持っておりませんので、先ほども話が出ていましたけれども、特に国側の法令改正なのか、省令の改正であるのかも決まっていないという状況の中で、本当に何が言えるのかなというのが正直なところです。

最終的に都が自分たちでやっていくところも含めて考えますと、大きな概念の中でダブルスタンダードは避けるべきだと思いますので、そこは既存のルールの整合性というところと全く一緒だと思っています。

○杉山部会長　ありがとうございます。

レジ袋に限定して都が独自に何かをしようということは想定せずに、基本的に国の動向を見ながら、それに対しての働きかけという前提で議論をしていったらよろしいのでしょうか。

○古澤資源循環推進専門課長　以前の部会でもそういうお話が出たかと思いますが、国のほうでそういう議論をプラスチック資源循環戦略で出して具体的な話を進めていこうという段階でございますので、都のほうで独自にというところを現時点で想定をしているということは一切ございません。

○杉山部会長　わかりました。

東京都内で自主的にレジ袋を有料化しているという事例はどうなのでしょう。もし御存じの方がありましたら。

金丸委員、お願いいたします。

○金丸委員　イオングループという点で言えば、まだコンビニやドラッグストアなどいろいろな業態もある中で、全店ではできておりません。基本的には、総合スーパーの食品売り場と、地域の中で自治体との協定ができ上がっているところであれば、食品スーパーも含め2019年2月末現在1,701店舗が全国では無料配布中止をしております。大石委員の御意見は非常に理解はできるのですけれども、私たちがグループとして有料で御提供しているレジ袋というのは3円と5円です。無料配布を中止して有料化しているところに関しては、8割ぐらいのお客様が辞退をいただいているということから考えると、価格をもっと上げて、さらに率を上げるという部分は、3円5円であっても、それなりの辞退率は上がっているという意味で、それが効果と考えるのであれば、そこはできていると思います。

正直、より高い金額というのは、国民、お客様に理解をしていただけるかどうか。例えば差額の使い道にもかかわってくると思いますが私たちとしては、原価との差は基本的には大きく求める必要がないと思っています。

そういう意味で言うと、どういうレジ袋なのか、バイオマス素材の使用の有無や、生分解性もあり、どういった素材か、また事業者によって原価は違うと思いますので、そこは事業者が自由に判断できる範囲であっていいと、これまでの経験から思っています。

ただ、チェーン協の中では各社の様々な議論、意見はあります。例えばレジ袋の価格が競争に使われてしまうのであれば、一律的な価格を国や行政が決めてほしいという意見の会社もあります。私は個社のこれまでの経験や、今やっていることから考えると、事業者が自由に決定すれば良いと思っています。

レジ袋の今回の有料化の対象範囲につきましても、有料化の中でも、お客様の利便性とか、マイバッグで対応できないと思えるものを一部無料で提供しているのですが、その判断については様々な意見があり微妙なところもあるので、今回、国や東京都のほうでも一度その整理をしていただければとは思っています。実際には代替ができるものとできないものがあると思いますし、私たちはタイミーと呼んでいますけれども、ロール式のものはいくまでもマイバッグに入れるときに水分がついているものでぬれないように、もれないようにという意味で使っていており、そういった衛生管理上必要と思われるものも対象になるというのはどうなのかと思っています。

対象の事業者については、できるだけ広く公平にやっていただきたいと思っています。これはチェーン協の統一した見解です。今、経産省が考えていらっしゃるのが容器包装という部分であるとお聞きしていますので、そうすると、そこから漏れる事業者というのはないのかどうか。例えばクリーニング屋さんがそうなると思いますが、そういったあたりもこれからの議論だとは思いますが、商品を持ち運ぶものということで範囲は明確に決めていただきたいと思っています。

○杉山部会長　ありがとうございます。

ちなみに、3円とか5円という料金設定なのですからけれども、原価としてはどのぐらいかかっているものなのでしょうか。

○金丸委員　私たちは、サトウキビの搾りかすのバイオマス素材を一定の規模で入れています。有料で提供させていただくということを決めたときに、決して有料のレジ袋で利益を上げるとか儲けようという気持ちはないので、差額が出た場合はそれぞれの自治体と協議をして、寄附をするというスキームでやっています。ただ、寄附スキームを導入したのが2007年とか2008年といったあたりになりますので、そのころに比べると原価が上がってきて、寄附する金額が下がってきているという現状はございます。具体的な原価までは申し上げられないので、申しわけございません。輸入のバイオマス素材になっていますので、為替によっては差額がほぼゼロに近い、あるいはちょっと足りないということもあります。

○杉山部会長　ありがとうございました。

委員の皆様、いかがでしょうか。

あるいは、事務局から今の各委員の御発言から何かございますか。

○古澤資源循環推進専門課長　今の金丸委員の御発言の中で、対象範囲について、マイバッグで対応できないものはなかなか判断が微妙なところがあって、そこについては、国あるいは都

のほうでという御発言があったように伺ったのですけれども、先ほどのロール式の袋の例で御指摘がございましたが、もしそれ以外も判断が微妙なところにつきましてもう少し教えていただけると、都としても助かります。

○金丸委員 現状、私たちが無料配布を中止しているところでも無料で提供させていただいているのが、お弁当と切り花、お米。お米は例えば10キロとかですと、マイバッグに入るとするのは難しいということで、マイバッグでは対応が難しいものは御用意をさせていただいて、提供をさせていただいています。ただ、店舗のいろいろな状況、周りとの関係もありますし、それぞれの自治体と協定をし、周りの事業者と一緒に取り組んでいくという形でスタートをしていますので、全店一律ということではないです。先に挙げたものは、基本的には無料で提供させていただいているところが多いです。

○杉山部会長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

鬼沢委員、どうぞ。

○鬼沢委員 今、話題になりました範囲というところが私も非常に難しいなと思います。例えば数時間後のお昼の時間になると、ビジネスマンの方がビルから出てきて、お弁当を買ってお帰りになるときに必ず小さなお弁当がレジ袋に入って、皆さん持っていらっしゃいますよね。それが毎日のようにいたるところで繰り返されていることを考えると、これをすべて有料にできるのだろうか、いつもその光景を見ながら考えているのですけれども、その範囲とレジ袋の大きさは関係があるのではないかなと。今のお米とか切り花というお話があったように、大きさとかがすごく関係があるなと。その範囲をどういうふうにかえたらいいのかなというのがずっと自分の中でも決められない部分です。使用量に相当するのか、あるいはその大きさで考えるのか。

例えば、昔ながらの商店街で使われているお肉屋さんでコロッケを何個か買ったときに入ってくる小さなものまで有料の対象にするのかというのは、すごく難しいところなのではないかなと思ひまして、そのあたりで皆さんから御意見をお聞きしたいなと思います。

○杉山部会長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。確かに自分の生活を考えても、いろいろな袋を大小、厚みも違いますし、いろいろなケースがありますけれども、委員の皆様から御意見、御感想とかがありましたら。

細田委員、お願いいたします。

○細田委員 範囲の問題と価格設定の問題の両方なのですが、非常に表現は難しいのですけれども、一律に国や自治体はその範囲を決めるとか、価格に対して決定的なことを言うのは難しいと思うのですよね。場所によっても、例えば北海道と九州では状況が違うでしょうし、過疎の地域と過密の地域では違うし、若年労働者がいるところと高齢化のところは違うでしょうから、その辺はある程度裁量の度合いがあったほうがいいのではないかな。ただ、それをどう決めるかというのは難しいと思います。

価格の設定の問題も、確かに大石委員がおっしゃったように高いとかなり効果があるだろうなと思いがちなのですけれども、これはレジ袋の話ではないのですが、最近のある研究で、0円から5円になると、5円から10円になるというのは質的な違いがあるという研究があります。つまり、無料から有料になりますよという瞬間に人々の行動は変わってしまうのです。それが5円から10円になるのは有料がちょっと上がるという幅が違うので、金丸委員がおっしゃ

ったように、レジ袋は有料ですよという情報があると、有料なのかということで人々の行動が変わる可能性が非常にあるのですよね。

そうすると、余り価格に関しても厳密に言ってしまうと、かえってゆがみが生じてしまう。そこに不当な利益が上がったり、その辺は非常に慎重に自由度をもって意思決定をしたほうがいいのではないかと。漠然とした意見で申しわけないのですが、そういうふうに思いました。

以上です。

○杉山部会長 ありがとうございます。

まだ御発言のない委員はいかがでしょうか、よろしいでしょうか。

こんな感じでいろいろな御意見が出ましたけれども、とりあえず直接都が今どうこうするというのではなく、国に要望するというか、ワンクッション置いてという形になりますので、各委員がおっしゃった、それぞれの御意見も参考にしてという方向性でよろしいですか。この中間のまとめに何かを加えるとか、加えないとか、どのぐらいまで具体的に議論しておいたらよろしいでしょうか。

○古澤資源循環推進専門課長 最終答申でどう加えるかはまた御議論いただくにしても、今、いただきましたようないろいろな角度からの御指摘が、都として国への働きかけ内容を検討していく際に大いに役立つと考えております。大変ありがたく受けとめております。

○杉山部会長 承知しました。

委員の皆様、御意見をいろいろとありがとうございました。

続きまして、レジ袋以外ですので、直接都はこうしますとかこうしてください、こうしたらいいですよということも含めまして、レジ袋以外について、今後都が推進すべき具体的な施策について御議論いただきたいと思います。

中間答申の9ページの「1）ワンウェイ（使い捨て）のプラスチックの削減」、その次の「2）再生プラスチック及びバイオマスの利用促進」について、御意見、御質問等をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

細田委員、お願いいたします。

○細田委員 ちょっと原理的な話で申しわけないですけども、もちろんワンウェイプラスチック削減というのに私は大賛成で、これはつくる責任、使う責任の両方を合わせて進めていくべきと思う一方で、最近の議論だと、廃プラの議論だけに集中して、代替したときに本当にそれがいいのか、代替物がいいのですか、紙のストローは本当にいいのでしょうかというのは誰もわからないわけですよ。例えば紙に移行して、内側にコーティングしてある場合、そのコーティングの材料がいいのでしょうかとか、紙に移行した場合にエネルギー消費はいいのでしょうか。OECDの2016年のレポートによりますと、今、プラスチック容器包装を全部そのほかにかえると、CO2エミッションは増えてしまうという計算もあるのです。

長期的にはわかりませんが、もちろん基本的にはワンウェイプラスチックを削減する、資源は大切に使うというのは基本中の基本だと思いますが、一方で削減したときのほかの影響、迂回的な影響も考えながら都は全体的な施策、廃棄物を少なくする、資源を節約するという方向を進めていきたいと。原理的な話で申しわけないですけども、そのように思っています。

以上です。

○杉山部会長 大変基本的、大事なところですので、御指摘ありがとうございます。

いかがでしょうか。

田崎委員、お願いいたします。

○田崎委員 幾つか論点が出ているかと思うのですが、「(1) ワンウェイのプラスチックの削減」。これは、人、生活によって判断が違うということがあるかと思っていて、この点で言うと、京都大学の学生さんの取組がわかりやすくいいかなと思っているのですが、アボイダブル、避けられるものか、本当に必要のあるものか、2つの軸で自分が持っているものについて4つに類型化して行って、どう対応していくかというのを考えるものですが、そういったことを都民の方々がいろいろな機会で行うとか、そういった教育啓発をするということで、何が本当に自分にとって削減できるのかということを考える機会をまず提供していくことが必要だと思っています。一律にワンウェイだからどうのという議論が段々しにくくなっていくと思いますので、少し区別して議論したほうがよいだろうというのが1つ目に指摘したいことです。

それから、例えば国の目標で言うと、累積で25%というのは4回に1回やればいいのですよね。ゼロかイチかの議論にすぐなりがちで、どうしても使わなくてはいけないときに誰にでもあることから4回に1回は頑張りましょうというメッセージを出していったほうが(1)の議論というのはもう少し進んでいくのではないかなと思います。

G20の文書で言うと、プラスチック削減の中では、シングルユースのプラスチックという言葉と同時にフィッシングギアという言葉も特出しで出されています。漁業系廃棄物の適正処理というのは非常に重要で、どう対応していくかというのは悩ましいところなのですが、都の購入方針の中でMSCの認証とか、HACCPとか、いろいろな制度がある中で、できるだけそこでプラスチックのごみをきちんと適正に処理する事業者から調達するようにする。多分それはすぐにはできなくて、そういった基準をつくっていくということをもう少し訴えかけていくところで話ができると、フィッシングギアという国際的にも注目されているものについても対応が少し進んでいくのではないかと考えます。

以上です。

○杉山部会長 ありがとうございます。

今のお話の中の京大の学生さんの話ですが、その軸の一つはワンウェイかそうでないかの軸と、もう一つはアボイダブルかそうでないかという2つの軸で4つに分けるというイメージでしょうか。

○田崎委員 その避けられる、避けられないはアボイダブルが縦軸だったのです。エッセンシャルユースかそうでないかという4つの軸でした。

○杉山部会長 ありがとうございます。

福留委員、どうぞ。

○福留委員 私も削減するということについては、いろいろ弱者に対しての配慮だとか、何に対してできるかというのを定義することは非常に難しいと思うのですが、その中で環境省などでも多分やられていると思うのですが、ナッジという行動変容の取組のトライアルをいろいろやられていると思います。省エネの分野でも話題になり始めていますけれども、今、田崎先生がおっしゃったものと同じで、自分の行動をどう変えることができるかという運動みたいな、「チームもったいない」なんかもそうだと思うのですが、そういったものを広めていくことが、規制的に何がだめということ定義してしまうのではなくて、そういう行動変容につなげることがいいのではないかなと思います。

(2) もですか。

○杉山部会長 もし(2)もありましたらどうぞ。

○福留委員 再生プラとバイオマスの利用促進のところについては、正直私どもでは、中間答申以上の状況というのは余り言えないのかなと思ってしまして、バイオマス材料といったものに変えていかなければいけないとか、増やしていかなければいけないというのがあるのですけれども、一方でその材料自体がまだ十分でないということがありますよね。バイオマスプラの場合はたしかあったと思います。提供する会社も非常に少ないということです、そこら辺でどうしてもある程度の技術開発等を待ちながら進めていかなければいけないというのが一つありますし、細田先生もおっしゃっていたように、ここの文章の中にも書かれていますけれども、代替したものに対しての生態系破壊みたいなものに十分気をつけなければいけないよねという状況だと現状は思いますので、そういう意味では、中間答申以上のものが正直言ってなかなかないのかなと。ただ、中間答申で書いたような方向に向けていかなければいけないよねという意識を持つことが重要なのかなと思います。

○杉山部会長 ありがとうございます。

岸村さん、お願いいたします。

○日本プラスチック工業連盟(岸村氏) ワンウェイプラスチックの削減ということなのですが、今までお話にあったように、使うほうがいいという場合もあるので、あとは使った後、ごみにして燃やしてしまうのではなくて、例えば店頭回収を進めてリサイクル材にするとか、今、我々の周りでもそういうことをやっている、あるいはやろうとしているところがあるのですけれども、店頭回収というのは法律的にグレーゾーンなので怖くてできない。やろうとしたらだめと言われては困るとか、いろいろな利害関係があって難しいとは思うのですけれども、店頭回収をやっているところ、あるいはやろうとしているところを行政としてはうまく積極的に支援するような形で。

リサイクルしやすい商品の容器包装の構造というところを支援するような、そういうことをやっていけば、本当に捨てるものが減っていったって、いい方向になるのではないかと思いますので、ぜひ御検討いただければと思います。

○杉山部会長 ありがとうございます。

佐藤委員、お願いいたします。その後、事務局にお答えいただきたいと思います。

○佐藤委員 この間、築地本願寺の夏祭りを見ていたら、リユースの食品しか使わないので使い捨ての食品は持ってこないよという張り紙がありました。いろいろなシーンで使い捨て食器は使われていますが、特に散乱しやすいのは、お祭り、お花見、川のバーベキュー、海の家など、日常生活から離れている場所だと思います。このような場合、多くの人は自分の家に持って帰って自分のごみ箱に入れないわけです。そうすると、非常に散乱しやすい状態になります。

そこで、大量に使い捨て食器等が排出され、散乱しやすい、また主催者や管理者がいるみたいな場所を重点的に取り組むことは効率的だと思います。東京オリンピックイベント用のISO認証を取得するようですが、調達と廃棄をセットで考えることが重要です。比較すれば、家庭でデパートから買ってきた食品容器は、食べ終わったら普通は家庭のごみ箱に入れます。それが散乱するということはほとんどないと思います。

○杉山部会長 ありがとうございます。

今まで各委員からいろいろな御意見をいただきましたけれども、何かお気づきの点あるいは御回答をいただける部分、事務局よりお願いいたします。

○古澤資源循環推進専門課長 最初に細田先生のほうから、ワンウェイプラスチックの削減を進めていくのは重要なものだけれども、代替をしていったときにかえって迂回的な影響が生じてしまうことにも十分考慮すべきだという重要な御指摘をいただいたところでございます。

中間答申の際の議論の中でも、そのあたりにつきましてはいろいろと御議論をいただいていたと思っております、プラスチックの議論をいただいていたわけですが、あわせてバイオマスに切りかえた場合のバイオマス資源に関しては、バイオマスが再生される速度の範囲内、あるいは供給源での温室効果ガスの排出、あるいは生態系への影響、食料との競合、その他環境社会影響について、持続可能性に十分配慮する必要があるという考え方も既に盛り込んでいただいているところでございます。

今後の具体的な施策に関しましても、そここのところをしっかりと間違えないように取り組んでいく必要があると考えてございまして、紙に切りかえるということも可能性としてはいろいろ出てきていると思うのですが、例えばFSC認証のもの、古紙配合率が高いもの、あるいは使い終わった後はリサイクルをしっかりとしていくということもセットで考えていくことがないと、かえって環境への影響が増えてしまうということにもなりかねないと受けとめておりますので、その点は具体的な施策に十分反映をさせていきたいと思っております。

田崎先生のほうからは、ワンウェイということについては人によって判断が違うというところの御指摘がございました。これについても、これまでも先ほどの福留委員のほうからありました弱者への配慮みたいな形で議論をいただいていたところでございます。もう少し最終答申に向けて、ワンウェイというものが人の置かれた条件によって異なってくるというところで、先ほどの京都大学の学生さんが議論されている内容についても御紹介いただきましたけれども、そういうところを重要視していく必要があるのかなと受けとめてございます。

漁業関係のお話もございました。漁業関係の海洋プラスチックについても、国のほうでも補助金をお示しいただいておりますので、都としてもしっかりと取り組んでいかなければいけないというところだと認識をしております。

また、都のグリーン購入方針のほうに、都として直接に調達するものがないもので、食品関係が入っていないというところもございます。この辺はこれから研究をさせていただきたいと思えます。

福留委員のほうからは、都民の行動変容をどうやってつくっていくかというところが重要だという御指摘をいただいたところだと思います。ナッジに関するお話もございました。「チームもったいない」は中間答申のときにも御紹介をしておりますけれども、こういった形を通じて行動変容を促していくというのは、先ほどのレジ袋の議論にも大いにかかわるところかなと理解をしたところでございます。

再生プラスチックのお話あるいはバイオマスプラについて、現状は非常に量が少ない、あるいは代替物、生態系への配慮等が重要だから、なかなか広められないという要素もあるというのは、先ほども御紹介したような内容だと思います。ある程度の技術開発を待たざるを得ないということも御指摘のとおりかなと思っております。最近は再生プラスチックに関する新しい技術開発も徐々に進みつつあるところかなと思っておりますので、そういった新しい技術をしっかりと都としても注視しながら、施策に生かしていきたいと思っております。

岸村専務理事からは、使った後のリサイクルという点では、店頭回収をもっと進めるべきだという御指摘をいただいたところでございます。店頭回収につきましては、事例といたしましては、東京2020大会の表彰台を再生プラスチックでつくるということで、スポンサー企業さんのほうが店頭で使用済のプラスチック製容器包装を回収して、それで表彰台を作っているというプロジェクトを全国で進められているところでございます。

店頭回収は法律上どうなのかというところについても、この審議会の中でも一旦御議論をいただき、我々のほうでも都としての考え方もお示しをしたところでございます。今日は直ちに資料を出せないのですが、3月だったと思いますが、お示しをいたしましたけれども、製造事業者の方、あるいは販売事業者の方が循環型社会形成推進基本法においても、そういった回収に取り組んでいくという責務規定がございますので、その責務を果たすためにみずから回収をされるというのは、店頭回収であれば販売事業の一環で、廃棄物の収集・運搬には該当しないという形で、都としては考え方を既に整理させていただいているところでございます。今後はさらにそういった考え方で、いろいろな形での店頭回収が広めていければなと思っておりますので、これは、プラスチックの高度なリサイクルをしていくためにも、重要なシステムになり得ると考えてございます。

佐藤先生のほうからの築地本願寺の夏祭りは、あれだけの規模のお祭りでリユースカップが入ったというのは、恐らく東京では初めてかなと思っております。関西のほうですと祇園祭とか天神祭で数年前から大規模にやられていらっしゃるんですけど、東京では初めての規模かなと受けとめております。私も行ってまいりましたが、いろいろな企業の皆さんがリユースカップの取組、回収にかかわっていらっしゃるって、企業の皆さんの取組という点でも素晴らしいものがあるなと思ったところでございますけれども、オリンピックという御指摘がありました。そういうところで優先的に取り組むということが一番重要だと思いますので、我々のほうも東京2020大会の組織委員会とは引き続きしっかりそのあたりも相談をしてみたいと考えてございます。

いただいた御指摘については、以上でございます。

○杉山部会長　ありがとうございました。

さらに御意見があれば、細田委員、お願いいたします。

○細田委員　先ほど、福留委員からナッジの話があって、ナッジというのは行動経済学から出てきた非常に重要な、いろいろな実証結果もありますけれども、とても有効で、ナッジというのはつつくという意味です。子供が学校で習ってきて「お母さん、マイバッグ、いいみたいよ」と言うと、お母さんがお父さんに「あなた、今度の買い物はマイバッグでね」と言って、お父さんは会社で「マイバッグ、やったほうがいいみたいよ」と広がっていくという、お上がこうやりなさいというよりも有効な場合があるので、今後は都もこれを取り入れていくべきではないかな。

それと同様に重要なのは、SDGsの17番目のパートナーシップということで、先ほど田崎委員が京都大学の例を出されましたけれども、私は神戸大学の例を出させていただいて、「ごみじゃぱん」というNGOがあって、教員と学生がつくる団体です。例えばそこがパートナーシップを生協とか地元神戸のスーパーと組んで、さらに化粧品メーカー、製パン業者といろいろなメーカーさん、流通メーカー、NGOが組んで、商品の容器包装を減らそうと。これは代替するのではなくて、ほかの代替効果はないわけですね。減らすことによって

環境負荷を下げて、実際にそれを定量的にはかって、スーパーさんで何%減りましたと表示するわけです。そうすると、これは環境にいいのかとナッジの効果も働いて、売り上げが下がらない。容器包装の量も下がるので、メーカーさんのコストはそんなに下がらないですけれども、上がるわけではないから、みんながハッピーになれるというようなパートナーシップで出されたという例もあるので、上からの目線の効果も時には重要なのですが、ナッジとかパートナーシップを組み合わせると、下からの積み上げ効果というのでもあるのではないかなと思いましたので、発言させていただきました。

○杉山部会長　ありがとうございます。

田崎委員、お願いいたします。

○田崎委員　参考資料1と今回議論している(3)のところの整合性というか確認をしたいのですが、削減のイメージの図が参考資料の最初のページのところにあります。リサイクルと焼却があって、ワンウェイでリデュースをして、リサイクルを拡大して、減らしたら焼却をするということが書いてあるのですが、一方で我々が議論してきた中間答申の12ページのあたりに書いてあるということは、リデュースを最優先、要はまず青を最優先でやっていくというところで、次は緑でリユース等々を組み合わせるやっていく。最後に熱回収については、エネルギー利用の効率の高いものを優先すべきとあるのです。

確認したいのは、緑のところに熱回収は入っているのか入っていないのか。私は入っていないという立場で考えていて、そうすると、焼却量の4割を削減した上で、どうしても焼却できない40万トンについては、できるだけエネルギー利用効率の高いものに少しずつステップアップしていこうというのを2030年までやっていくのが全体像だと私は理解していたのですが、私の認識が正しいのか。それとも、都としては緑のところに熱回収も入れて、単純焼却のところが4割になるという理解をされているのか。この点を確認させていただければと思います。

○杉山部会長　ただいまの御質問に対して、お答えをお願いいたします。

○古澤資源循環推進専門課長　参考資料1でお示しをしております2030年度のプラスチック削減目標を都として目標に掲げましたのは焼却量ということでございまして、単純焼却の場合も、熱回収をしながらの焼却も両方を合わせてというところでございます。現実問題として、都内の多くの焼却施設が現状の70万トンも圧倒的多くは熱回収を既にされていまして、それも含めて焼却量を減らしていこうという目標設定の趣旨でございます。

○杉山部会長　よろしいでしょうか。

○田崎委員　そうしますと、参考資料1のところでは、中間答申の中で書いてあった熱回収については、よりエネルギー利用効率の高いものにどんどん変えていくという、優先すべきであるというところが上手に書かれていないように思います。この点が先ほど細田先生から議論があったパートナーシップでいろいろな議論をすると、結局焼却がどうのこうのという話にいつもなるので、その辺でどうしていこうかというビジョンはより明確なものを用意されたほうがよいと感じます。

以上です。

○杉山部会長　ありがとうございます。

事務局、その点で何かございますか。

○古澤資源循環推進専門課長 この目標は、決してこれ単発のものという理解をして
るわけではなく、国のマイルストーンも含めて多くある目標のうちの一つという位置づけ
でございます。しかしながら、今の先生の御指摘のとおり、より高効率な熱回収という
ところは、この目標の中には表現できていないというのは御指摘のとおりだと思っています。
もちろん熱回収の中には、セメントでございますとか、あるいはRPFというものも熱回収と
いう位置づけになっていると思いますけれども、それは焼却量の中には入っておりません。
○杉山部会長 ありがとうございます。

今の点はよろしいでしょうか。

鬼沢委員、大石委員の順でお願いできますでしょうか。よろしくお願いいたします。

○鬼沢委員 先ほど、細田先生がパートナーシップのことをおっしゃったのですが、新た
なビジネスモデルの支援事業を今募集して、これから結果が出るのだと思いますし、これ
までも資源循環のいろいろな広報事業をやってこられたと思います。結果的にやっただ
けで、もうちょっと結果を広く公表していただきたいなと思います。どういう内容でどう
いう成果があったのかということと、それが今後こういうことにつながったというよりも、
つなげるために今は何をしているかということがすごく大切なのではないかと思います。
1年や2年の実証事業で、非常にいいものもすごくたくさんあるのですけれども、ただや
って終わったように見えてしまいます。前回の実証事業あるいは今回のものが今後のこ
ういうことにつながりつつあるとか、それに向けてこういうふうに進んでいますという報告
をもう少し丁寧にしていただきたいと思います。

○杉山部会長 確かにそうですね。やった結果がどうだったのかということはちょっと見
えにくいところがあるかと思います。大石委員の御意見を聞いた後で、また事務局のほう
に。

岸村さん、今の関連で何かございますか。

○日本プラスチック工業連盟（岸村氏） 簡単な質問なのですが、よろしいですか。

○杉山部会長 先に岸村さんで、ちょっとお待たせして申しわけありません。

○日本プラスチック工業連盟（岸村氏） 後で結構なのですが、参考資料1の「廃
プラスチックの焼却量を4割削減」の4割の背景というか、もしそういうのがあれば後で
教えていただければと思います。

○杉山部会長 ありがとうございます。

お待たせしました。大石委員、お願いいたします。

○大石委員 質問というわけではないのですが、今、皆様方のお話にあるように、
ワンウェイのプラスチックの削減は大変難しいというのが私の生活の中の実感です。レジ
袋は自分が買い物袋を持っていけば減らすことはできるけれども、実際の生活の中でワン
ウェイのプラスチックの容器というのは、自分が選びたくないと思っても、生活する上で
どんどん増えていっているという印象を受けるぐらいで、例えば食品ロスを進めるため
には個別の包装が増えてくるとか、現状としてなかなか難しい方向に行きつつあるという
のが実感です。

そういう意味で、先生方が今おっしゃられたようなナッジですとか、いろいろな方法が
必要だということもあるのですが、そここのところの現状としては逆に増えるぐらい難
しい問題だという認識が根底にはすごく必要なのではないかなと思って、お話を聞いてい

ました。

以上です。

○杉山部会長 ありがとうございます。

今、御質問も出ましたし、御意見も承りましたが、事務局からお答えいただけますでしょうか。

○古澤資源循環推進専門課長 いろいろ御意見をいただきまして、ありがとうございます。

まず、細田先生から御指摘がありましたナッジのお話でございますとか、いろいろなパートナーシップで容器包装、あるいは使い捨てプラスチックを減らしていくというところを重視すべきだという御指摘だと思います。中間答申でいただいた内容にさらに具体的に書けるものがあれば、またいろいろ御議論をいただきたいなと思っております。

パートナーシップについては、特に中間答申のときも14ページで「パートナーシップの構築に努めるべき」ということで、そもそもパートナーシップが不十分なのではないのかという厳しい御指摘も部会の中ではいろいろいただいたところでございます。ぜひ具体策の検討に当たりまして、この点は非常に重視をしていきたいと考えてございます。

鬼沢委員のほうからは、パートナーシップとの関係で新たなビジネスモデルということについても、そういったモデル事業、実証事業についてやっただけで終わってしまったように見えてしまうというところで、それは大いに我々も反省すべきところがあると思っております。

例えばプラスチックではないのですが、これまでモデル事業でやりながら具体的な仕組みとしてつくってきたものの中には、例えば都内の企業の皆さんに関しては、使用済の小型家電を宅配便で集めるという仕組みを一旦モデル事業でやった上で、今は実装して使っているという制度化もしてきたというのはあるのですけれども、なかなかそういったものがあるにしても、十分に御説明ができていないところも大にあるかなと思っております。今後の新たなビジネスモデルの事業についても、しっかりその辺は対応していきたいと思っております。

岸村専務理事のほうから、4割削減の背景というお話をいただきました。こちらは家庭と大規模オフィスビルから排出される廃プラスチックということで、重立ったものは特に家庭から出る廃プラスチックということで、そのかなりの部分は容器包装ということになるかなと思っております。都内でのプラスチック製容器包装の回収、分別収集の率は正直高くないというところもありまして、これにしっかり取り組んでいく。国のほうではプラスチック製容器包装の6割をリユース、リサイクルという目標がしっかり掲げられていますので、都内でも区市町村、あるいは産廃については排出事業者の皆さんでしっかり取り組んでいただくというところをメッセージとして出していこうということで、こういう数字になってございます。

大石委員の御指摘のワンウェイは、レジ袋以外について大変に難しい性格の中で、現実的にどういった部分に取り組んでいくのかという御指摘であったかと思えます。中間答申のときには、ワンウェイのプラスチック製容器包装ということでは、ペットボトル、食品包装、ワンウェイの飲料カップ、あるいは製品ということではカトラリーやストローみたいな形で例示をしておりますけれども、一つ一つの品目についてもそれぞれの使用の状況によってどこまでワンウェイなのかというのは変わってくるものなのかなと思えますし、

先ほどの佐藤先生のお話でイベントのことがございましたけれども、イベントなどは比較的わかりやすいところかなと思いますので、ぜひその辺も御指摘をいただければと思います。

以上でございます。

○杉山部会長 ありがとうございます。

それでは、もし今の（１）（２）につきまして、後ほど御意見がございましたら伺いすることにしまして、一旦「（３）循環的利用の推進及び高度化」「（４）その他」について御意見を承りたいと思います。もちろん（１）（２）についても言い足りないところがありましたら、あわせておっしゃっていただいても構いませんのでいかがでしょうか。

（３）（４）で御意見がございましたらお願いいたします。

福留委員、お願いいたします。

○福留委員 （３）（４）のあたりというのは、3Rの中でもリサイクル、リユースをどう進めていくかということに関係する部分ではないかなと思っているのですが、解決策がない中で問題提起だけになってしまうのですけれども、中間答申をつくるときにもそうでしたが、自治体へのヒアリングという結果の中でも出ていますけれども、事業者にしても、生活者にしても、都内23区の分別回収が進んでいないということなのですが、23区内でももともと分別されていたと思いますので、それが焼却施設で混焼ができるようになって分別の必要性がないということで、逆に全部一緒に集めるようになったという経緯だったと思うのです。逆に言うと、今また分別が必要ですよと言われれば、分別のルール、何についてどう分けるかということを一般家庭でも教えてあげれば、そんなに難しくなくできると思うのです。

そうなってくると、当然のことながら回収も増やさなければいけませんし、ここに出ているとおりで、中間処理の施設も確保しないと、恐らく都内だとかなり少ないと思います。周辺の自治体、民間企業も含めて、中間処理施設を確保しないとならないということで、全体のリサイクルあるいはリユースが回るための全体の環境とか設備、システムというものが余りにも今は整っていない状況だと思うのです。そこを早急に何らかの形でつくらないと、これに今度はオリンピックで大量の人が都心に集まってくるということになりますので、23区は多分ごみがあふれてしまう。分別してみたはいいけれども、そこから先でごみが動かないということになると思うので、このヒアリングで出てきた課題に取り組まなければいけないというのを新たに感じるところでございます。

○杉山部会長 ありがとうございます。

今、自治体へのヒアリング結果について、また御意見をいただいたわけですが、特にもう少し詳しく課題、どういう問題点があって実際に行えないと。先ほどさらっと御紹介いただいたのですが、少し詳しく教えていただけると理解が進むかと思います。

お願いします。

○内藤一般廃棄物対策課長 一般廃棄物対策課長の内藤でございます。

実際、もう一人の課長と2人で手分けしてヒアリングしたものですから、多摩もヒアリングはしているのですけれども、今、福留委員からあったように、そもそも何で23区だけはやっていないのかというところは直接的に聞きました。

23区ですと、平成17年に特別区が一度プラスチックについては最終処分量を削減するた

めにサーマルリサイクルで対応するということが大きなところで、サーマルで燃やそうということで大きく道が分かれている感じなのです。

導入している区では、今まで缶とか瓶の分別をしてきたのだから、プラスチックについても容リ法の改正もあったのでやっていこうというグループと、サーマルでやっていきたいと思いますというところが二極化した大きな岐路になったのかなというのがヒアリングをした段階での感触でございました。

委員から環境の整備というキーワードが出たと思うのですが、結局何が問題なのかというのは、我々もヒアリングの段階ではしっかり把握できていなかったのですが、おっしゃるように、中間処理施設の確保というところが大きな課題だと我々も認識しています。特に23区ですと、自前で土地を確保してそういう施設をつくるというのはなかなか厳しい状況もありますので、どこかの排出事業者さんに委託をするのだけれども、今はどこで受け入れができるのかというところは全く把握できていない。

もう一つは、住民への説明というのがやはりある。役所なので、住民の方へ分別を新たにお願いすることで大きな負担になるのではないかと。それについて、住民の方からも反発をいただくのではないかと御懸念されている自治体も多かったと認識しております。

最後に、何より予算の確保というところを一番に挙げさせていただいたのが、新たに収集・運搬をして、自前もしくは委託をして中間処理をするということは、かなり人口も多いのでそれなりのお金がかかってしまう。各自治体の意見からすると、その支出するためにどういう予算を獲得すべきなのか、予算の確保というところが一番大きな課題なのかなという受けとめでございます。

○杉山部会長　ありがとうございました。

今、御説明いただきましたけれども、佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員　マテリアルリサイクルの流れに逆行するかもしれませんが、私は汚れたプラは燃やしたほうがいいのではないかと思います。トータルな環境負荷として、例えば分別運搬でCO2を排出します。洗剤やシャンプー容器は化学薬品が入っているものもあります。杉並の廃棄物中継所では化学物質過敏症の問題がありました。いろいろな化学物質が入っているものを圧縮してリサイクルするというのは相当のコストもかかるし、それによる大気汚染の危険があります。高度化した廃棄物の焼却炉、発電施設等のエネルギー回収を行ってれば、その方が安全で確実だと思います。添加物・内容物が特定されていない廃プラを集めてリサイクルするのが本当に現実的かというのは、私はすごく疑問に思います。

○杉山部会長　ありがとうございます。

岸村さん、どうぞ。

○日本プラスチック工業連盟（岸村氏）　資源循環ということなのですが、汚れたプラの話がありましたが、非常に難しい話です。汚れたプラを減らすもっと簡単な方法というのがあると思うのです。家庭の分別も重要なのですが、汚れたプラを出さない。代表的な例がペットボトルに吸い殻を入れるとか、家庭から出る場合はほとんどないと思うのですが、飲み残しがあるままペットボトルを捨てるとか、お弁当なども食べ残しのまま出す。結局それは汚れたプラとして回収できずに燃やすことになる。その辺の市民啓発といいますか、そういったこともやっていく必要があるのかなと思います。

それに関連してなのですが、ほかの話で申しわけないのですが、最近の情報で、

中国が廃プラスチックの輸入を禁止している。その中の背景には汚れたものがまざっているというのがあると思うのですけれども、先日、中国のリサイクラーの業界の人がうちに来て話をしてきたのですが、中国でも商売ができなくなったので、日本に随分そういうところが進出してきていると。今、200社ぐらいが来ているらしいのですけれども、7割ぐらいが苦戦して、もうやめようかという。なぜかという、一つは物が集まらないらしいのです。日本では廃棄物を処理できないという話もあるのですけれども、彼らにしてみると原料がなかなか自分たちに来ない。国内循環ということでは問題があるかもしれないのですけれども、うまくマッチングというのですか、こういったものがここにあるというその辺がもうちょっと、これは国の話かもしれないのですが、そういうことがうまく回るようになると、国内ではないのですけれども、資源循環としては廃プラもうまく利用できることになるのかなと思っております。

以上です。

○杉山部会長　ありがとうございます。

細田委員、どうぞ。

○細田委員　異なったことを2つ。

最初は、資源循環するのに分別はとても重要だと思うのですが、最近我が国も国際社会になってきて外国人の方がたくさん住んでいる。私の地域もそうなのですけれども、日本人の折り紙文化と違って分別するということが苦手な人もいるし、張り紙がしてあってもそもそも読めないのです。最近では少し車内放送も英語とか中国語、韓国語が出ましたけれども、まだまだそういう多様性の文化になれていなくて、新宿あたりは相当努力されていると思いますが、その辺も考えておかないと、我々が単一文化と勘違いしている中で分別を進めていっても、うまくできない場合もある。その多様性も考える必要があるのではないかなと。第1点です。

第2点目は、汚れたプラの話で、私も焼却熱回収というのは非常に重要なオプションで、これはとっておくべきだなと。一方で、燃やせばいいのだよねというのは困るので、そこに持っていけないためのいろいろな手段が必要で、私はもう少しプラスチックを使うといいますか、ボトラーさんであるとか、化粧品メーカー、トイレタリー、海外のメーカーというのは、「ええカッコしい」もあるのですけれども、ネスレにしても、プロクター・アンド・ギャンブルにしても、マテルコンピューターにしても、コカコーラにしても、ちゃんと宣言して、私たちはこういうことをやります、例えば再生プラをいつまでに何%使いますとか、私たちのつくった製品に関してはこうしますということを宣言しているのです。何で日本のメーカーはそうしないのだろう。

花王さんはリサイクリエーションということを強調していて、何年までにこうしますということを発信しているのですけれども、やはりここはつくる責任ということで、拡大生産者責任とかいろいろな厳しいことを言われる前に、海外で例があるので、メーカーのほうから少し率先してやるということもあっていいのではないかな。日本の生産者さんはいつも横を見ていて、隣がやっているからやりましょうみたいなことでおくられている点がある。日本人はいろいろなことができると思うので、その辺を少し発信する必要があるのではないかと思います。

以上です。

○杉山部会長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

鬼沢委員、どうぞ。

○鬼沢委員 ちょっと伺いたいのですが、今、23区の清掃工場で家庭系のごみが減っていて、余力があると聞いているのですけれども、そのあたりはいかがなのでしょう。

○杉山部会長 ありがとうございます。

お答えのほうをお願いいたします。

○内藤一般廃棄物対策課長 一般廃棄物対策課長の内藤ですが、23区の清掃工場につきましては、今稼働しているのが19工場で、2工場が設備更新でとまっている状況ですので、正直言って、決して余力があると我々は認識しておりません。

○杉山部会長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

一旦、事務局のほうにお答えいただきたいと思います。

○古澤資源循環推進専門課長 いろいろ御意見をいただいて、ありがとうございます。

福留委員のほうから容器包装リサイクルの分別収集について、システムとして早急につくらなければいけないではないかという御趣旨と理解をしたところでございます。まさにそのとおりかなと思います。特にオリパラで大量の人が来るというところにつきましては、オリパラ大会でもどうやって分別をしていくのかも含めて、しっかり取り組んでいかなければ、乗り切らなければいけないと痛感したところでございます。

佐藤先生のほうからは、熱回収で汚れたプラスチックについて処理するのにコストがかかる中でどこまでやっていけるのかという御指摘があったかと思います。あわせて関連で、岸村専務理事のほうから、その際には、汚れたプラスチックをそもそも出さないということが必要なのではないかという御指摘であったかなと思います。

我々もそれぞれリサイクルの方法につきましても、中間答申のときにいろいろな角度で御議論いただいて、整理をしていただいたところだと思っておりますが、それぞれ適したものというものもあるのだと思いますし、例えば材料リサイクルに持っていくとしても、それは出す段階、あるいは物を生産する段階も含めての、全体としての大きなシステムの中での取組が重要なかなと考えてございます。それから、マッチングというお話もいただきましたので、この辺もよく勉強させていただきたいと思っております。

細田先生のほうからは、東京は外国の方が多く住んでいる中で、多様性への配慮ということについての御指摘であったかと思っております。都内の自治体でも数カ国語でごみの出し方をPRするところが非常に増えてきてはいると思っておりますが、これもオリンピック・パラリンピックを機にそういうものを都市の中に定着させなければいけないところが迫られているのかなと思っております。

メーカーさんの中での取組についてということで御指摘がございました。我々のほうも、先ほど鬼沢先生からも触れさせていただいた新たなビジネスモデルを用意しておりますので、この中でもそういった新しい動きをお手伝いしていければなと思っております。

以上でございます。

○杉山部会長 ありがとうございます。

もう少し時間がございますので、(3) (4)はもちろんです、今までのところでも

もう少し発言しておきたいということがございましたら、どうぞ、御発言いただきたいと思います。いかがでしょうか。

細田委員、お願いいたします。

○細田委員 これは質問なのですが、参考資料1、資料の4ページにあるプラスチック削減目標のところ、延べ床面積3,000㎡以上というのは都が排出指導をしているのですよね。そのときの内訳みたいなものも完全に把握されていて、例えば廃プラだったら廃プラの排出量が出ていて、それも指導することができるのですかというのが質問なのですが、いかがでしょうか。

○古澤資源循環推進専門課長 難しいところが何点も含まれている御質問かなと思います。

まず、大規模の事業用建築物に対する廃棄物の出し方に関する指導につきましては23区にとどまらず、多摩地域の多くの市でも制度化がされてございます。対象範囲につきましては自治体によって異なりまして、床面積3,000㎡以上というところもあれば、床面積1,000㎡以上というところまでを対象範囲にしている自治体もございます。

ただ、廃プラスチック類については、一つには産業廃棄物であるということもありまして、なかなか区市町村のほうでもどこまで関与できるのかというところが一点論点としてあるのと、廃プラスチックの場合にどういうリサイクル方法なのかとか、リサイクルの手法も本当にさまざまですし、あるいは熱回収も含めていろいろな処理がされている中で、その辺まで十分把握をできる体系には現時点ではなっていないというのが実情でございます。

○細田委員 ありがとうございます。

○杉山部会長 よろしいでしょうか。ありがとうございます。そのほかはいかがでしょう。

岸村さん、どうぞ。

○日本プラスチック工業連盟（岸村氏） ちょっとレジ袋の話に戻ってしまうのですが、けれども、有料化というのは結局ごみの量を減らすというのが目的だと思うのですが、これも前の委員会のときに申し上げたのですが、アメリカの例なのですが、レジ袋を有料化すると、それまでそれをごみ袋にしていた人たちが有料で別の袋を買う。その辺もチェックが要るのかなと。例えばこれは一般の市民を対象にすると難しいと思うのですが、先ほどの添付資料で、職員の方にレジ袋のアンケート調査といったときに、ごみ袋をどうしているか、その辺もとられたらいかがかなと思います。

以上です。

○杉山部会長 ありがとうございます。

今いただいた御意見も含めて、都庁内でも御検討いただければと思います。よろしくお願いいたします。

そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

田崎委員、お願いいたします。

○田崎委員 4)のところの海ごみ発生抑制、中間答申で言うと12ページで、清掃活動にある程度の資金が集まるような仕組みを検討すべきであるとして書いてあるところなのですが、先ほどの有料化のところの使途という議論が金丸委員から出されたかと思うのですが、海ごみの活動に回るような仕組みを国のほうに提案してもよいのではないかと思います。

○杉山部会長 具体的な使途として、海ごみ対策というのも大変重要なところかと思います。ありがとうございます。

そのほか、佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員 清掃活動という意味では、予算をどうするかという問題があるのですけれども、EUのプラスチック指令では拡大生産者責任の中の一部の費用として、公的機関が主体となった海のコリ掃活動等に伴って発生する清掃に対する人件費と集まったごみの処理費は、生産者が責任をとるとなっているのです。しかし、日本では事業者が不法投棄対策費用を負担すると、不法投棄を助長する、真面目な人がそうではない人の費用を払うことは不公平であるという観点から、今まで拡大生産者責任の中ではそういう議論というのはなかったと思うのです。

EUの考え方は、既に相当海にプラスチック廃棄物が拡散してしまっているもので、それを回収しないと、発生抑制だけでは対策が不十分だという意識のようなのです。日本でそういう制度ができるかというのは産業界の反対もあるかもしれませんが、資金源を確保するというのは非常に重要だと思います。

○杉山部会長 ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。

岸村さん、どうぞ。

○日本プラスチック工業連盟（岸村氏） 今の清掃活動についてジャストアイデアなのですが、私も工場にいたので、毎月CSR活動の一環として事業所周りの清掃なりをするのですが、最近では事業所周りだけでなく、いろいろな河川敷とか海でやる企業も増えていると聞いております。例えばそういうときに都内の事業者がどこかでやるという情報をつかんで、その企業なりをお願いして、一般の都民の方とか市民の方を参加させてもらうといったことで輪を広げていけば、余りお金もかからないかなと思った。また、一般の人がいろいろ現状を知ること、この問題というのは自分たちのごみがこういうことになるのだということ、消費行動なり、いろいろなことが変わっていくというので、うまく使えばいいかなと思っております。

以上です。

○杉山部会長 ありがとうございます。

そのほか、何かございましたら、鬼沢委員、どうぞ。

○鬼沢委員 プラスチックのことが始まった最初のころに、不法投棄のことが話題に出ていたと思うのですが、この半年位の間に、不法投棄のことについて新しいデータ、調査みたいなものがあったのでしょうか。もし、新たにわかったことがあるのであれば、教えていただきたいと思います。

○杉山部会長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。事務局で何か情報をお持ちでしたらお願いしたいと思います。

○古澤資源循環推進専門課長 今、お話のプラスチックごみの散乱のような、道路脇のことですよね。我々のほうも十分な調査ができていないというのが現状のところでございます。その辺は引き続き研究をしてまいりたいと思います。

○杉山部会長 何か情報がありましたら、ぜひ御提供いただきたいと思います。そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

本日の議事に係るディスカッションはここまでとさせていただきます。委員の皆様、岸村様、活発な御議論をありがとうございました。

それでは、最後に事務局へ進行をお返しいたします。

○中島計画課長 本日は、活発な御議論をいただきまして、まことにありがとうございました。

次回のプラスチック部会の日程調整等につきましては、別途担当から御相談をさせていただきたいと考えております。

事務局からは以上でございます。

○杉山部会長 ありがとうございました。

ほかに、特に御発言がないようでしたら、これで第6回プラスチック部会を閉会したいと思います。

本日は、貴重な御意見、活発な御議論、ありがとうございました。お暑い時期ですので、皆さん、御自愛ください。